

食品安全委員会（第609回会合）議事概要

日 時：平成28年6月7日（火） 14：00～14：46
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者：報道0名、行政機関2名、一般10名

議事概要

- （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・遺伝子組換え食品等 1品目
「高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物を飼料添加物として使用する場合に安全性の確保に支障がないことの確認について」
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- （2）薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について
- ・「硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（コバクタン／セファガード）に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の熊谷委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続きに入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

- （3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・遺伝子組換え食品等「NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「ECP株を利用して生産されたL-プロリン」に係る食品健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』

に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

「ECP株を利用して生産されたL-プロリンについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」

「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統（食品）については、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統（飼料）」に関する食品健康影響評価について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（４）食品安全関係情報（５月７日～５月２０日収集分）について

→事務局から説明。

（５）その他

→「シニアフェロー及びフェローの委嘱について（案）」について事務局から説明し、案の通り決定することとなった。